

令和三年法務省令第十号

法務省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令(平成二十年政令第三百十四号)第二号、第八号第五項(同令第十一号第三項において準用する場合を含む。)

第一条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令(平成二十年政令第三百十四号)以下「令」という。第二条 第一項第二号の命令で定める部課等は、法務総合研究所研究部とする。

第二条 令第三条第一項の命令で定める職は、法務総合研究所研究部長とする。

第三条 令第六条第四項第三号の命令で定める本邦法人又は外国法人等は、次に掲げる本邦法人又は外国法人等とする。

- 一 発明者等が所属する本邦法人又は外国法人等(以下「特定法人等」という。)
- 二 特定法人等の発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式又は出資を所有する法人(以下「特定親会社」という。)
- 三 法人で、特定法人等により所有されるその株式又は出資の数又は額と、当該特定法人等に係る特定子会社により所有されるその株式又は出資の数又は額とを合計して計算した株式又は出資の数又は額とを合計した株式又は出資の数又は額の当該法人の発行済株式の総数等に占める割合が百分の五十を超えるもの

四 法人で、その所有する特定法人等の株式又は出資の数又は額と、当該法人に係る子会社

(当該法人により発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式又は出資を所有している会社をいう。)

五 特定親会社により発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式又は出資を所有されている法人

六 特定法人等と、各当事者がそれぞれの保有する特許権等に係る特許発明又は登録実用新案の実施を他方の当事者に対して許諾する義務を定めた契約を締結している法人であつて、令第六条第三項に掲げる特許権等が国と当該法人との共有に係る場合において、当該法人のその特許発明若しくは登録実用新案の実施について、国の持分に係る対価を受けず、若しくは時価よりも低い対価を受け、又は国有の当該特許権等について、当該法人に對し、通常実施権の許諾を無償とし、若しくはその許諾の対価を時価よりも低く定めることが、国際共同研究の円滑な推進に特に必要であると認められるもの

第四條 令別表第一の二の項第二号に掲げる機関(以下「機関」という。)の国有の試験研究施設の使用に關し令第八条第一項の認定を受けようとする者は、別記様式第一の申請書の正本一通及び副本一通を法務大臣に提出しなければならない。

第五條 機関の敷地内に整備する施設の用に供する土地の使用に關し令第九条第一項の認定を受けようとする者は、別記様式第三の申請書の正本一通及び副本一通を法務大臣に提出しなければならない。

第六條 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)以下「法」という。第三十七條第一項の規定による公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。

- 一 中核的研究機関の名称
- 二 法第三十七條第一項に規定する特定の分野

第七條 機関が中核的研究機関である場合において、当該中核的研究機関の国有の試験研究施設の使用に關し令第十一條第一項の認定を受けようとする者は、別記様式第五の申請書の正本一通及び副本一通を法務大臣に提出しなければならない。

第八條 機関が中核的研究機関である場合において、当該中核的研究機関の敷地内に整備する施設の使用に關し令第十二條第一項の認定を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本一通及び副本一通を法務大臣に提出しなければならない。

第九條 前項の申請書を受理した場合において、令第十二條第一項の認定をしたときは、その申請をした者に別記様式第八の認定書を交付するものとする。

第十條 前項の申請書を受理した場合において、令第十三條第一項の認定をしたときは、その申請をした者に別記様式第九の認定書を交付するものとする。

第十一條 前項の申請書を受理した場合において、令第十四條第一項の認定をしたときは、その申請をした者に別記様式第十の認定書を交付するものとする。

別記様式第1(第4条第1項関係)

別記様式第2(第4条第2項関係)

別記様式第3（第5条第1項関係）

別記様式第3（第5条第1項関係）

認定申請書

年 月 日

申請人氏名

職務番号  
姓 名  
氏 名  
法人又は団体名については、  
代表者及び代表者の氏名  
並びに住所

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令第3条第1項の規定を受け  
たので、下記のとおり申請します。

記

- 1 研究の概要及びその実施計画
- 2 機関の構内に設置する施設の概要
- 3 2の施設の利用に供するために使用又は収益の許可を受ける必要のある土地の位置及び  
面積
- 4 2の施設において行うとする研究の概要
- 5 4の研究の進展状況記録、資料その他の研究の成果の部への無償提供を許すこと。
- 6 1の研究を行う者が当該研究を行うために必要な技術的能力を有することの説明

備考 1 用語の大きさとは、日本標準規格A4とすること。  
2 上記3については、研究の進展状況、実施計画、実施概要及び各研究実施主体が  
これらを行う研究内容を明らかにすること。  
3 上記5の機関については、その機関を記載すること。

別記様式第4（第5条第2項関係）

別記様式第4（第5条第2項関係）

認定書

認定番号

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令第3条第1項の規定に基づ  
き、下記のとおり認定し、認定の機関と当該認定を行うべき研究の必要とする土地の位置を無  
償提供の施設に設置し、当該施設においてその研究を行うことをもたせらるることと認  
定する。

年 月 日

申請人氏名

記

- 1 研究の概要及び当該研究を行う者
- 2 1の研究において実施する実施計画
- 3 機関の構内に設置する施設の概要
- 4 1の研究の進展状況記録、資料その他の研究の成果を無償で図に提供することを許  
すこと。

備考 用語の大きさとは、日本標準規格A4とすること。

別記様式第5（第7条第1項関係）

別記様式第5（第7条第1項関係）

認定申請書

年 月 日

申請人氏名

職務番号  
姓 名  
氏 名  
法人又は団体名については、  
代表者及び代表者の氏名  
並びに住所

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令第3条第1項の規定を受  
けたので、下記のとおり申請します。

記

- 1 研究の概要及びその実施計画
- 2 1の研究が、中核的研究機関が掲げている研究目標とするこの説明
- 3 1の研究を行うために必要とする使用又は収益の許可を受ける土地の位置及び面積
- 4 3の施設研究設備を使用することにより得ようとする記録、資料その他の研究の成果  
又は研究の進展
- 5 3の施設研究設備を使用することにより得ようとする記録、資料その他の研究の成果  
の部への無償提供又は研究の成果の部への提供を許すこと。
- 6 1の研究を行う者が当該研究を行うために必要な技術的能力を有することの説明

備考 用語の大きさとは、日本標準規格A4とすること。

別記様式第6（第7条第2項関係）

別記様式第6（第7条第2項関係）

認定書

認定番号

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令第3条第1項の規定に基  
づく、下記のとおり認定し、認定の機関が当該認定を受けるべき研究の必要とする土地の位置を無  
償提供が行っている研究と認定すると認定する。

年 月 日

申請人氏名

記

- 1 研究の概要及び当該研究を行う者
- 2 1の研究を行うために必要とする使用又は収益の許可を受ける土地の位置及び面積
- 3 2の施設研究設備を使用すること又は研究の成果の部への提供を許すこと。

備考 用語の大きさとは、日本標準規格A4とすること。

別記様式第7（第8条第1項関係）

記 定 章 節

年 月 日

設 計 大 臣 殿

職 務 番 号

在 席

氏 名

（法人又は団体の場合は、代表者等の氏名を記載する。）

前記様式「イノベーション創体の活性化に関する法律施行令第12条第1項の規定を遵守するため、下記の事項を申請します。

記

- 1 研究の概要及びその実施計画
- 2 中核的研究機関の名称及びその実施地に設置する施設の概要
- 3 2の施設の利用に供するために使用又は収益の許可を受ける必要のある土地の位置及び面積
- 4 2の施設において行うとする研究の概要
- 5 2の施設において行った研究の成果の公表、資料その他の研究の成果の一部の無償提供又は研究の成果の一部への報告を行うこと。
- 6 1の研究を行う国以外の者が当該研究を行うために必要な技術的能力を有することを要すこと。
- 7 1の研究が、中核的研究機関が行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の成果の公表に密接に関連するものであることは中核的研究機関が行った研究の成果を公表するものである場合には、その旨の事項

- 備考 1 前条の次条は、日本産業振興法44とする。
- 2 上記1については、中核的研究機関と連携して行う研究を行うとする場合は、研究の概要、実施期間、実施場所及び当該研究実施主体がこれらを行う研究内容と関与していること。
- 3 上記4については、中核的研究機関と連携して行う研究を行うとするときに記すこと。

別記様式第8（第8条第2項関係）

記 定 章 節

年 月 日

設 計 大 臣 殿

職 務 番 号

科学技術・イノベーション創体の活性化に関する法律施行令第12条第1項の規定に基づき、下記1の事項、下記2の中核的研究機関と連携して行う研究、下記3の中核的研究機関と連携して行う研究を実施し、かつ、当該研究の成果の公表に密接に関連する下記1の研究又は下記2の中核的研究機関が行った研究の成果を公表する下記1の研究に必要な資金の提供を中核的研究機関の名称に提供し、当該施設においてその研究を行うとするものであることを規定する。

記

- 1 研究の概要及び当該研究を行う国以外の者
- 2 中核的研究機関の名称及びその実施地に設置する施設の概要
- 3 2の施設を無償に、当該施設において研究を行う場合は、その結果得られる記録、資料その他の研究の成果を無償で提供すること又は研究の成果の一部を報告することを要すること。

備考 前条の次条は、日本産業振興法44とする。